

2007年(平成19年)

3 月号

March
No.570

はしひかみ

発行/発行所 〒009-1201 富森町豊田町大寺道4番地1-107
編集/編集所 TEL 0173-88-2112 FAX 0173-88-2117
ホームページ URL <http://www.town.hashikami.comof.jp/>

春を呼ぶ太夫の摺り
～平内えんぶり組～



平成19年 交通事故抑止祈願祭

～目指せ！交通死亡事故ゼロの町～

◆神前に誓いのことばを述べる渋谷さん



2月8日、交通事故抑止祈願祭が寺下にある潮山神社境内で行われ、関係者80人が参加しました。

厳粛な雰囲気の中、祝詞奏上、玉串奉典といった神事が続き、最後に参加者を代表して、八戸地区交通指導隊階上支隊の渋谷一枝さんが「交通事故のない安全で安心なまちづくりを目指します」と、神前に力強く誓いました。

本町は1月31日現在、交通死亡事故ゼロ連続日数786日を達成しています。町民一丸となって1000日の達成に向け、交通事故抑止に努めましょう！

階上町生涯学習のまちづくり町民大会

夢のあるまちづくり～一人一人が主役です～

◆あおぞら組組長 島 康子さんによる基調講演の様子



生涯学習のまちづくり町民大会が2月11日、ハートフルプラザ・はしかみで行われ、約200人の参加者が生涯学習の推進と住民が主役の個性あるまちづくりについて考えました。

大会では「マグロー筋Tシャツ」でおなじみ、大間町まちおこしゲリラ集団「あおぞら組」組長の島康子さんが基調講演、パワーあふれる町おこし活動の発表を行いました。

島さんの「地元にはしかないものはパワー・価値がある」「自分の住んでいる地域が中心、そこから世界に向けて情報を発信していこう！」の一言が印象に残りました。

★新商品大好評！★

～道の駅はしかみ「階上そば祭り」賑わう～

◆大人気の階上そば販売コーナー



道の駅はしかみで、2月11日と12日の2日間「階上そば祭り」が開催され、多くの来場者で賑わいました。

祭り期間中は、試作を続けてきた“そばまんじゅう”と“そばドーナツ”が初めて販売されました。階上早生のそば粉を使用したこの商品は、瞬く間に完売。製造担当者はフル回転で対応に追われていました。

今回は期間限定販売となりましたが、これらの商品は準備が整い次第、道の駅はしかみで販売されます。また、“そばアイス”の商品化も検討されているそうですので、次回の販売をお見逃しなく。

野沢スキー場 20 周年の節目を祝う

～第13回「雪の祭典・冬の花火大会」～

◆手作りのゲレンデでそり遊びを楽しむ家族連れ



2月11日、階上岳のふもとにある野沢スキー場で、オープン20周年を記念した第13回「雪の祭典・冬の花火大会」が行われ、節目の年を祝いました。

同スキー場は、階上スキー愛好会と住民団体「21はしかみんぐ」の有志ボランティアにより運営される手作りスキー場。1シーズン平均1,000～1,500人程度の来場者があるそうです。

スキー場には朝から家族連れが訪れ、そり遊びやスキーを楽しみました。また、夜には約200発の花火が打ち上げられ、記念となる大会に花を添えました。

「階上町議会議員一般選挙」立候補届出予定者説明会を開催します

4月22日(日)執行予定の階上町議会議員一般選挙における、立候補届出予定者説明会を次により行います。
今回の選挙から、議員定数が14人となります。

《日 時》3月28日(水) 午後2時

《場 所》階上町役場2階 第2会議室

4月8日(日)は青森県議会議員一般選挙の投票日です。

《投票》午前7時～午後8時まで
町内12か所の投票所

《開票》ハートフルプラザ・はしかみで
午後9時からを予定しています。

階上町で投票できる方

昭和62年4月9日以前に生まれた方で、平成18年12月29日以前から階上町に住民登録をして、選挙人名簿に載っている方

投票所入場券

入場券は、1枚のはがきに2人分の名前を印刷して郵送します。当日は一人一人切り離して投票所へお持ちください。

入場券が届かない場合や、紛失した場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できますので、当日係員にお申し出ください。

投票方法

投票は、候補者の氏名を1人記入する「自書式」です。万一、誤って投票用紙を汚損したときは、投票用紙を取り替えることができますので、係員にお申し出ください。

当日投票できない方は期日前投票又は不在者投票を投票日当日、仕事や病気、旅行などで投票所へ行くことができない方は、期日前投票又は不在者投票をすることができます。この際、当日投票できない事由等を記入した宣誓書を提出していただきます。

▶期日前投票又は不在者投票のできる期間

3月31日(土)から4月7日(土)まで

※告示日の翌日から投票日の前日まで

※土・日・祝祭日の区別はありません

①本町で期日前投票をする方

入場券を持参の上、期日前投票所(役場1階)までおいでください。

※投票時間 午前8時30分～午後8時まで

②他の市町村で不在者投票をする方

出稼ぎなどで、既に他の市町村に滞在している方は、滞在地の選挙管理委員会でも不在者投票ができますので、早めに本町選挙管理委員会へ投票用紙の請求をしてください。

③指定病院等で不在者投票をする方

指定されている病院等に入院している方は、病院等の長を通じて投票用紙などの請求をしてください。

④郵便による不在者投票(在宅投票)

定められた理由に該当する身体障害者などで、郵便投票証明書をお持ちの方は、在宅投票ができます。請求は投票日の4日前(4月4日)までですので、早めに請求してください。

【問い合わせ】階上町選挙管理委員会 ☎88-2112

青森県議会議員一般選挙4月8日(日)投票日

町長室より拝啓



階上町長
滝谷 豊美

元気高齢者の多い階上町 ～目指せ県内1位～

今月は、わが町の頑張りを紹介したいと思います。

平成18年4月、保健福祉課内に「階上町地域包括支援センター」が設置されました。これは、「できるだけ介護状態にならない」「悪化しない」を目標に、介護予防に取り組み、町内の高齢者2,800人の元気を支えている総合機関です。これまでも町では“自分たちの健康は自分たちで守り育てよう”をテーマに全力で取り組んできました。町民の皆さんと担当職員の努力の成果が、左の表にはっきり出てきています。

これからもさらに介護予防の成果を上げるため、職員は多くの知恵と工夫により、実践していきますので、町民の皆さん、県内1位を目指してともに頑張りましょう。そのことが、皆さんの介護保険料の抑制にもつながります。

平成17年度 介護保険給付額と老人医療費		
介護認定率	階上町	14.5% (2位/40市町村)
	県平均	18.7%
1人当たり 介護給付額	階上町	227,542円 (6位/47市町村)
	県平均	261,007円
1人当たり 老人医療費	階上町	626,814円 (7位/47市町村)
	県平均	739,277円

第16回 はしかみつっぴマラソン大会参加者募集

雨天
決行

《と き》5月27日(日) 《ところ》階上町立中央体育館

距 離	区分	年 齢 区 分	距 離	区分	年 齢 区 分
3 km	A	小学生男子	5 km	F	一般女子・高校女子
	B	小学生女子		G	高校生以上34歳以下男子
	C	中学生女子		H	35歳以上49歳以下男子
	D	一般女子・高校女子		I	50歳以上男子
	E	中学生男子	10km	J	49歳以下男子
【問い合わせ・申し込み】 はしかみつっぴマラソン実行委員会事務局(教育委員会 教育課内) ☎88-2764 FAX88-1803				K	50歳以上男子
				L	一般女子
			2 km	M	フリー(タイム・順位なし)

《参加料》

- ・中学生以下 800円
- ・高校生以上1,800円

《申込期間》

3月2日(金)～4月24日(火)

《申込方法》

所定の振込用紙に必要事項を記入し、参加料を添えて郵便局又は事務局にお申し込みください。

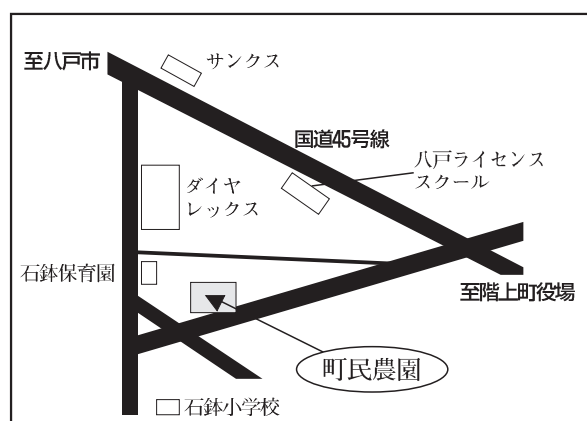


ゆとり町民農園利用者大募集!



今年もゆとり町民農園がはじまります。
フレッシュ野菜を食卓に!
あなたも家庭菜園を楽しんでみませんか?

- ①区画数: 120区画 ②面積: 1区画約22坪
- ③農園利用料: 1区画2,500円(改定しました)
- ④申込期間: 3月22日(木)～3月30日(金)
※定数になり次第締め切ります。印鑑をご持参ください。
※前年利用された方も申し込みが必要です。
※区画の割り当ては産業建設課で抽選します。
※農具の貸出しはしませんので各自ご持参ください。
- ⑤その他: 農家との交流会を予定しています。栽培等のアドバイスを受けてみませんか?



【問い合わせ・申し込み】
産業建設課 産業振興グループ ☎88-2116

2005年度末

バランスシートと行政コスト

階上町のバランスシート(貸借対照表)

平成18年 3月31日現在

(単位：千円)

		平成17年度総額	前年度比増減
借方	〔資産の部〕		
	1 有形固定資産	20,390,450	▲ 466,356
	2 投資等	1,535,058	▲ 524,884
	3 流動資産	1,598,993	633,384
	資産合計	23,524,501	▲ 357,856
貸方	〔負債の部〕		
	1 固定負債	10,538,825	▲ 134,902
	2 流動負債	676,680	73,642
	負債合計	11,215,505	▲ 61,260
	〔正味資産の部〕		
	正味資産合計	12,308,996	▲ 296,596
	負債・正味資産合計	23,524,501	▲ 357,856

平成17年度のバランスシート及び行政コストをお知らせします。バランスシートは町の資産と負債の状況を表したものです。

増減の主な要因は、有形固定資産は資産の減価償却による減、投資等は光のふるさと創造事業基金の廃止による減、流動資産はその廃止となった光のふるさと創造事業基金の残高を財政調整基金と減債基金に積立てたことによる増です。負債は地方債の減、正味資産は一般財源の減によるものです。

円グラフの行政コストは、町の歳出決算額のうち各種のサービスにどれだけの費用がかかっているかを表すものです。目的別に占める割合は民生費、総務費、教育費の順となっています。

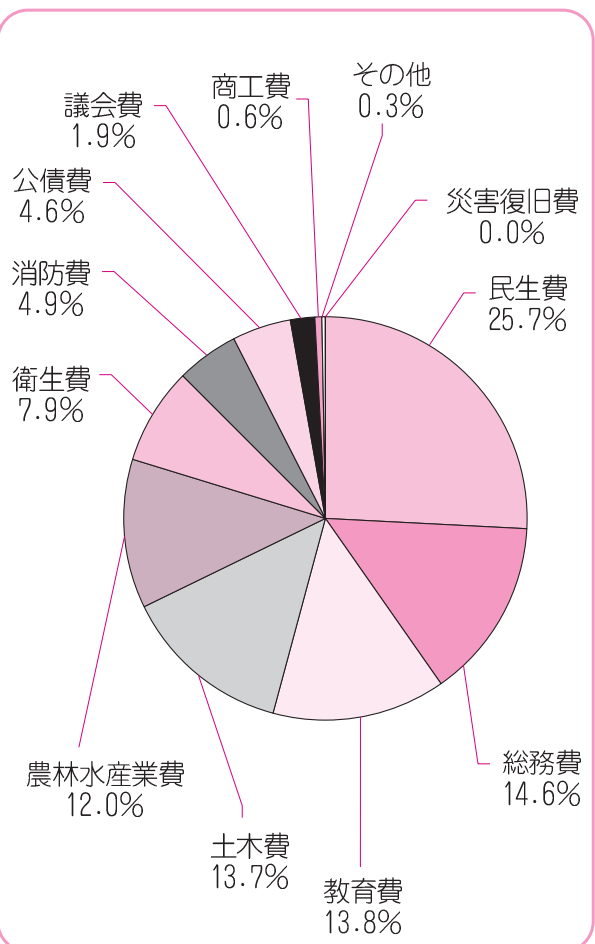
町民一人当たりの性質別行政コストは、行政サービス費用を性質的に分類し、人口割としたものです。一人当たり309,653円で、昨年度より40,883円減額となりました。

町民1人当たり性質別行政コスト

(単位：円)

	項 目	平成17年度	平成16年度	比 較
1. 人に係るもの	①人件費	52,679	54,231	▲ 1,552
	②退職給与引当金繰入等	4,842	3,666	1,176
	小 計	57,521	57,897	▲ 376
2. 物に係るもの	①物件費	47,804	46,912	892
	②維持補修費	2,932	3,078	▲ 146
	③減価償却費	72,626	72,718	▲ 92
	小 計	123,362	122,708	654
3. 移転・支出的なもの	①扶助費	39,424	40,451	▲ 1,027
	②補助費等	44,347	84,302	▲ 39,955
	③繰出金	28,234	26,904	1,330
	④普通建設事業費(他団体への補助金等)	1,482	2,364	▲ 882
	小 計	113,487	154,021	▲ 40,534
4. その他	①災害復旧事業費	5	4	1
	②失業対策事業費	0	0	0
	③公債費(利子分のみ)	14,447	14,481	▲ 34
	④債務負担行為繰入	0	0	0
	⑤不納欠損額	831	1,425	▲ 594
	小 計	15,283	15,910	▲ 627
	合 計	309,653	350,536	▲ 40,883

目的別行政コスト



階上町人事行政の運営等の状況について

町では、職員の任免、職員数、給与、勤務時間その他の勤務条件、服務等の状況を、「階上町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、町民の皆さんに公表します。

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 平成18.3.31現在	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 平成16年度の人件費率
平成17年度	15,117人	5,513,213千円	124,175千円	936,819千円	17.0%	16.3%

(2) 職員給与費の状況（普通会計予算）

区分	職員数A 平成18.4.1現在	給 与 費				1人当たり 給与費B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成18年度	108人	421,007千円	38,426千円	170,330千円	629,763千円	5,831千円

※ 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 給与費は、平成18年度予算12月補正後の現計予算額です。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況（平成18年4月1日現在）

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

区 分	一 般 行 政 職				技 能 労 務 職			
	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与(国ベース)	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与(国ベース)
階上町	45.07歳	352,000円	373,664円	364,672円	53.07歳	335,660円	346,200円	343,360円
青森県	43.08歳	355,100円	427,221円	—	45.11歳	323,700円	369,772円	—
国	40.04歳	328,477円	—	381,212円	48.04歳	286,500円	—	318,595円

※ 1 「平均給料月額」とは、平成18年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当等の手当を合計したもので、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外手当、特殊勤務手当等の手当が含まれないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(2) 職員の初任給の状況

区 分		階 上 町	青 森 県	国
一 般 行 政 職	大 学 卒	170,200円	166,796円	170,200円
	高 校 卒	138,400円	135,632円	138,400円
技 能 労 務 職	高 校 卒	135,600円	131,320円	—

※ 青森県は平成21年3月まで給料月額2%削減中。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

区 分		経験年数 7～10年	経験年数10～15年	経験年数15～20年
一 般 行 政 職	大 学 卒	228,400円	285,500円	—
	高 校 卒	—	246,500円	277,900円
技 能 労 務 職	高 校 卒	—	—	—

※ それぞれの経験年数に該当する職員の平均額になります。該当する職員がいない場合は「—」となっています。

3 一般行政職の級別職員数等の状況（平成18年4月1日現在）

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
標準的な職名	主 事	主 事	主任主査、主査	総括主幹、主幹	グループリーダー	課 長
職 員 数	3人	8人	12人	37人	10人	5人
構 成 比	4.0%	10.7%	16.0%	49.3%	13.3%	6.7%

※ 階上町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

階 上 町	青 森 県	国
1人当たり平均支給年額(平成17年度) 1,609 千円	1人当たり平均支給年額(平成17年度) 1,798 千円	—
(平成17年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.45 月分	(平成17年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.45 月分	(平成17年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.45 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20% ・管理職加算10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20% ・管理職加算10～25%

(2) 退職手当(平成18年4月1日現在)

階 上 町	国
(支給率) 自己都合 勤続20年 23.50月分 勤続25年 33.50月分 勤続35年 47.50月分 最高限度額 59.28月分	(支給率) 自己都合 勤続20年 23.50月分 勤続25年 33.50月分 勤続35年 47.50月分 最高限度額 59.28月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)
退職時特別昇給 制度なし	※ 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成17年度に退職した職員に支給された平均額です。
1人当たり平均支給額 23,743 千円	

(3) 特殊勤務手当・・・全部廃止

(4) 時間外勤務手当

平成17年度	支給実績 職員1人当たり平均支給年額	9,980 千円 88 千円
平成16年度	支給実績 職員1人当たり平均支給年額	12,207 千円 107 千円

(5) その他の手当(平成18年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価(月額)	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成17年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (平成17年度決算)
扶 養 手 当	配偶者や子どもなどを扶養している職員に対し支給。配偶者13,000円 配偶者以外5,000～11,000円 16～22歳の子1人につき5,000円加算	同	—	11,866 千円	223,887 円
住 居 手 当	住宅を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っている職員に対し支給。 最高限度額14,000円 ※持家の場合支給なし	異	国の制度：借家での最高限度額27,000円 持家2,500円	2,466 千円	145,059 円
通 勤 手 当	自動車等を使用して通勤している職員に対し支給(片道2km以上)。 距離に応じて2,000円～24,500円	同	—	5,045 千円	61,524 円
管 理 職 手 当	管理監督の地位にある職員に対し支給。 総務課長30,000円、その他の課長25,000円、 グループリーダー20,000円			4,200 千円	262,500 円
寒 冷 地 手 当	11月から翌年3月までの各月に寒冷地に勤務する職員に対し支給。世帯区分に応じて7,360～22,040円(経過措置中)	同	—	7,976 千円	74,542 円
選挙事務従事手当	階上町選挙管理委員会が行う選挙の投票日における選挙事務に従事した職員に対し支給。 選挙1回につき最高26,000円 ※時間外手当支給なし			1,188 千円	19,475 円

5 特別職の報酬等の状況(平成18年4月1日現在)

区 分	給 料 月 額 等
給料	町 助 長 役 552,000 (768,000) 円 548,000 (609,000) 円
報酬	議 議 長 284,000 円 副 議 長 241,000 円 員 226,000 円
期末手当	(平成17年度支給割合) 1.00 月分 ・加算措置有り(20%) (平成17年度支給割合) 2.54 月分 ・加算措置有り(20%)
退職手当	(算定方式) 退職日給料月額×在職月数×45.5/100 (支給時期) 退職日給料月額×在職月数×26.5/100 任期ごと

※ 給料月額の()内は、減額措置を行う前の金額です。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門		区 分		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
				平成17年	平成18年		
普通会計部門	一般行政部門	議 総 税 民 衛 農 商 土	会 務 務 生 生 働 産 工 木	2	2	0	業務の減（統計） 欠員不補充（平成19年度保育所民間委譲及び児童館廃止のため） 業務内容の調整 業務の減（漁港建設）
				29	28	△ 1	
				10	10	0	
				19	18	△ 1	
				9	6	△ 3	
				0	0	0	
				8	7	△ 1	
				1	1	0	
				8	8	0	
		計		86	80	△ 6	
	教 育 部 門		18	18	0		
	小 計		104	98	△ 6		
公営企業部門	病下そ小	水の	院道他計	0	0	0	業務の増 業務の増（包括支援センター等）
				2	3	1	
				7	9	2	
				9	12	3	
合 計				113 [130]	110 [130]	△ 3 [0]	<参考> 人口1,000人当たり職員数 7.2人

※ 1 職員数は一般職に属する職員数です。
2 [] 内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成18年4月1日現在）

区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	2人	3人	13人	23人	7人	4人	8人	16人	19人	15人	0人	110人

(3) 定員管理の数値目標及び進捗状況

①平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純 減 数	純 減 率
113人	99人	14人	12.4%

②定員管理の数値目標の年次別進捗状況（実績）の概要

(各年4月1日現在)

部門	区分	17年	計画始期	18年	1年目	19年	2年目	20年	3年目	21年	4年目	22年	5年目	18年進捗数・率	計	(参考)数値目標
一般行政	職員数	93		89										—		82
	増 減			△ 4										△ 4 (36.3%)		△ 11
教 育	職員数	18		18										—		15
	増 減			0										0 (0.0%)		△ 3
公営企業 会 計	職員数	2		3										—		2
	増 減			1										1 (△50.0%)		0
計	職員数	113		110										—		99
	増 減			△ 3										△ 3 (21.4%)		△ 14

※ 1 計画期間は、平成17年～平成22年の5年間です。
2 () 内の数値は、数値目標に対する進捗率を示します。
3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示します。

7 職員の任免及び職員数に関する状況

①職員数

区 分	平成17年4月1日	平成17年度中			平成17年度末職員数
		採用者数	退職者数	異動による増減	
町長部局	92人	0人	3人	1人	90人
教育委員会	18人	0人	0人	△1人	17人
議会事務局	2人	0人	0人	0人	2人
農業委員会	1人	0人	0人	0人	1人
計	113人	0人	0人	0人	110人

※職員数は、一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み臨時又は非常勤職員を除いています。

8 職員の勤務時間その他勤務条件の状況

①職員の勤務時間（一般職の標準的なもの）

1週間の 勤務時間	開始 時刻	終了 時刻	休憩時間	休憩時間
40時間	8:15	17:00	12:00～12:15 14:45～15:00	12:15～ 13:00

※平成19年1月から休憩時間を廃止しました。

②年次有給休暇の取得状況（平成17年）

総付与日数 (a)	総取得日数 (b)	全対象職員数 (c)	平均取得日数 (b)÷(c)	消化率 (b)÷(a)
4,182日	1,240日	106人	11.7日	29.7%

※ 1 全対象職員数とは、平成17年1月1日から平成17年12月31日までの全期間を在職した職員に限り、当該期間の途中で採用された者及び退職した者並びに当該期間中に育児休業、休職の事由がある職員並びに派遣職員を除きます。
2 総付与日数とは、平成17年1月1日現在において各職員に付与された日数（前年からの繰越分を含む。）を全対象職員にわたって合計したものです。

③育児休業の状況（平成17年度）（単位：人）

区 分	男 性	女 性
新たに育児休業を取得した者	0 人	2 人
前年度から引き続いている者	0 人	1 人

9 職員の分限及び懲戒処分の状況

①分限処分者数（平成17年度）（単位：人）

処分事由	処分の種類	降 任	免 職	休 職	降 給	合 計
勤務実績がよくない場合		—	—	—	—	—
心身の故障の場合		—	—	1	—	1
職に必要な的確性を欠く場合		—	—	—	—	—
職制、定数の改廃、予算の減少により 廃職、過員を生じた場合		—	—	—	—	—
刑事事件に関し起訴された場合		—	—	—	—	—

②懲戒処分者数（平成17年度）（単位：人）

処分事由	処分の種類	戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計	訓告等
法令に違反した場合		—	1	—	—	1	—
職務上の義務に違反又は職務を怠った場合		—	—	—	—	—	—
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合		—	—	—	—	—	—

10 職員の服務の状況

区 分	内 容	違反者数
法令等及び上司の職務上の命令に従う義務 （地公法第32条）	職員は、その職務を遂行するに当って、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。	1 人

地公法…地方公務員法（昭和25年法律第261号）

11 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

①職員研修の実施状況（平成17年度）

区 分	受講者数	内 容 等
研 修 所 研 修	4人	基本研修・選択研修
各 種 専 門 研 修	12人	専門知識及び技術習得のための研修

②職員の勤務成績の評定制度の状況

平成18年度から職員の職務で発揮された能力や業績について評価する、人事評価制度を試行中です。

12 職員の福祉及び利益の保護の状況

①福利厚生制度に関する状況（平成17年度）

区 分	受診者数	内 容 等
人 間 ド ッ ク	17人	医療機関等が実施する総合健診
定期健康診断	90人	医療機関等が実施する一般健診
結 核 健 診	107人	胸部X線健診

②共済制度

職員の生活の安定と福祉の向上を図るため、青森県市町村職員共済組合に加入しています。共済組合は、健康保険制度に相当する短期給付、厚生年金制度に相当する長期給付等の共済事業を実施することにより、職員の福利厚生の充実に努めています。

③公務災害補償制度（平成17年度）

加入団体	認定件数	災害の概要
地方公務員災害補償基金青森県支部	1 件	環境整備中の負傷（通院2週間）

13 公平委員会の業務の状況

①勤務条件に関する措置の要求の状況

措置要求の概要
平成17年度中の措置要求はありません。

②不利益処分に関する不服申立ての状況

措置要求の概要
平成17年度中の措置要求はありません。

平成19年度から町・県民税が変わります

★町・県民税住民税所得割の税率が10%になります

三位一体改革に伴う税制改正により、国の所得税から地方の住民税へ3兆円規模の税源移譲が行われます。
町・県民税所得割の税率は、今までの5%、10%、13%の三段階から、所得の多い少ないにかかわらず一律10%（町民税6%、県民税4%）になります。これにより所得税の税率も以下のように変わります。

町民税・県民税

《平成18年度まで》

課税所得金額	税 率	
200万円以下	町 3 %	県 2 %
700万円以下	町 8 %	県 2 %
700万円超	町10%	県 3 %

《平成19年度から》

課税所得金額	税 率	
一律	町 6 %	県 4 %

所得税

《平成18年分まで》

課税所得金額	税 率
330万円以下	10%
900万円以下	20%
1,800万円以下	30%
1,800万円超	37%

《平成19年分から》

課税所得金額	税 率
195万円以下	5 %
330万円以下	10%
695万円以下	20%
900万円以下	23%
1,800万円以下	33%
1,800万円超	40%

★定率減税が廃止されます

平成11年度から景気対策のために導入されていた定率減税が平成19年度から廃止されます。

《平成18年度》	➡	《平成19年度》
個人住民税所得割の7.5%を控除 （控除限度額：2万円）		廃止されます

所得税においても、平成18年分は税額の10%（控除限度額：12万5千円）が控除されていますが、平成19年分から廃止されます。

《平成18年度から実施されている改正の内容》

●老年者控除が廃止されています

65歳以上の方で前年の所得金額が1,000万円以下の場合に適用されていた老年者控除（48万円）が、平成18年度より廃止されました。

●65歳以上の方の非課税措置が廃止されています

65歳以上の方で前年の合計所得金額が125万円以下の方に対する非課税措置が、平成18年度より廃止されました。なお、昭和15年1月2日以前に生まれた方で、前年の合計所得金額が125万円以下の方は、次のとおり経過措置が取られています。

平成18年度	税額の3分の2を減額
平成19年度	税額の3分の1を減額
平成20年度	全 額 負 担

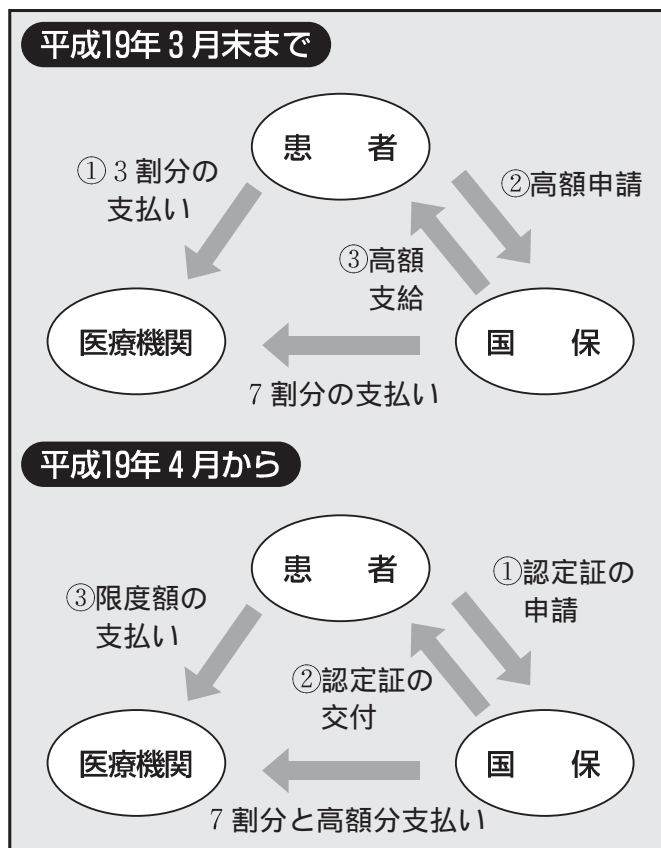
【問い合わせ】 町民課 税務グループ ☎ 88-2129

平成19年4月から国民健康保険高額療養費の支給手続きが一部変わります

70歳未満の方が入院したときの高額療養費の支給手続きが変わり、医療機関窓口での支払いが自己負担限度額までとなります（※）。そのためには、あらかじめ申請し、交付された「限度額適用認定証」を医療機関の窓口提示することが必要です。認定証が必要な方は国民健康保険被保険者証、世帯主の印鑑を持参して保健福祉課保健福祉グループ（④番窓口）で申請してください。

（※）この他に入院時の食事代などが別途かかります。

- 自己負担限度額は世帯の所得・課税状況により異なります。転入などにより階上町で所得・課税状況が確認できない場合は申請の際、前住所地での所得・課税証明書が必要になります。
- 国保税の滞納があると、認定証を交付できない場合があります。
- 認定証の適用は申請した月の初日から7月末までとなりますが、世帯状況の変更などで適用期間が変更になることもあります。
- 通院や複数の医療機関への支払いが自己負担限度額を超えた場合は、いままでと同様に高額療養費の支給申請をすることができます。
- 70歳以上の方は、いままでと同様に高齢受給者証（低所得者の方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」（申請必要）を医療機関の窓口提示することにより、自己負担限度額までの支払いになります。



健康保険の切り替え手続きを忘れずに

退職などにより職場の健康保険の資格を喪失した方などで、国民健康保険に加入される方は手続きが必要になります。

なるべく資格喪失後14日以内に手続きをお願いします。

手続き場所：町民課戸籍住民グループ（③番窓口）

必要なもの：●以前加入していた健康保険の資格を喪失したことが確認できる書類（職場や社会保険事務所などから発行されます）

●印鑑

場合により：●国民健康保険被保険者証（世帯で既に国民健康保険加入者がいる場合）

必要なもの ●年金証書（老人保健の適用を受けていない、厚生年金や共済年金などを受けられる方で、その加入期間が20年以上、もしくは40歳以降10年以上ある方）

加入手続き後、保健福祉課保健福祉グループ（④番窓口）より国民健康保険被保険者証が交付されます。

手続きの翌月（新年度分については7月）に、町民課税務グループより国民健康保険税の納付書が送付されます。納税相談や課税内容については税務グループ（②番窓口）☎88-2129（課税内容）、☎88-2114（納税相談）までお問い合わせください。

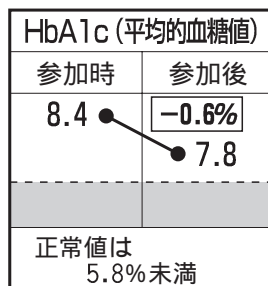
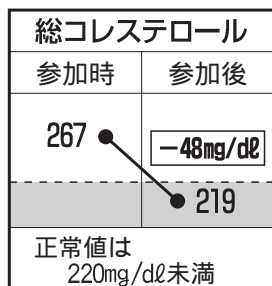
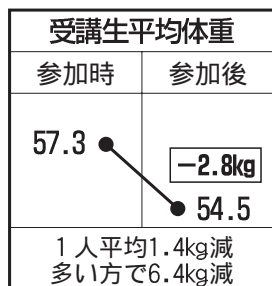
【問い合わせ】保健福祉課 保健福祉グループ ☎88-2219

豊かな生活を支える健康づくり教室「ぴんぴんしてる会」の成果を紹介します

町では、健康増進、生活習慣病予防、介護予防を目的とし、運動を通じた健康づくり事業を実施しています。今年度は20名が受講、血液検査結果の改善や体力の伸び等の成果が出ています。19年度は5月中旬頃より石鉢ふれあい交流館で開催予定です。皆さん是非ご参加ください。



＜生活習慣病の発症予防・悪化予防＞～体重測定・血液検査結果より～



＜いつまでも元気に歩くために＞～体力測定結果より～

	種 目	参 加 時	参 加 後
腹筋の強さ	上体起こし	6回	11.4回
柔軟性	体前屈	38.9cm	45cm
俊敏性	10m障害物歩行	6.6秒	5.8秒
全身の持久力	6分間歩行	531m	594m



平成19年度 ポリオ予防接種のお知らせ

ポリオは、せき髄の細胞が破壊される感染症で「小児麻痺」とも呼ばれています。大人になってから感染すると麻痺をおこす確率が高くなります。乳幼児期のうちに忘れずに予防接種を受けましょう。

日 程 (すべて 金曜日)	春	4月 20日、27日 5月 11日、18日、25日
	秋	9月 21日、28日 10月 5日、12日、19日
場 所 受付時間	小松内科医院 13:00～13:30	
持 ち 物	①母子手帳 ②予診票 ③小松内科 医院の診察券(お持ちの方のみ)	

★ 注 意 事 項 ★

※お子さんが下痢をしている日は避けてください。
ポリオの免疫は、ウィルスが腸内で増殖することによって出来ます。下痢をしていると十分に免疫がつかないことがあります。
※春と秋に1回ずつ接種する。
ポリオワクチンは6週間以上の期間をあけて2回接種します。

● 児童扶養手当・特別児童扶養手当について ●

児 童 扶 養 手 当

何らかの理由により、父と生計を同じくしていない児童を養育している場合又は父が心身に障害のある場合に、その児童を養育している母(又は養育者)に対して児童扶養手当が支給されます。

特 別 児 童 扶 養 手 当

20歳未満で、法令により定められた程度の障害の状態にある心身障害児を養育する父母又は養育者に対して支給されます。

● ● ● 手当の支給は申請手続きを ● ● ●

手当は支給を受けようとする方が申請し、認定されないと受給できませんので、該当すると思う方は保健福祉課で手続きをしてください。転入・転出・転居等のときも手続きが必要です。

【問い合わせ】保健福祉課 保健福祉グループ ☎88-2641

乳幼児医療費給付事業のお知らせ

＜対象者＞ 町内に住所がある就学前の乳幼児。

※保護者の所得により支給制限があります。

＜対象医療費＞

0歳から3歳まで
入院・通院医療費（一部負担金） ※医療機関・調剤薬局ともに適用。
4歳から就学前まで
入院医療費（一部負担金） ※入院1日につき、500円の自己負担を差し引いて給付。

＜対象外＞ 入院時の食事療養費、予防接種、検診、薬の容器代、文書料等保険適用外のもの。

＜申請・更新手続き＞

印鑑、保険証、所得の確認できるもの（更新の場合は資格証）を持参のうえ、毎年更新申請をしてください。※有効期限は誕生月の末日です。お誕生月の1ヶ月前になりま

したら更新手続きをしてください。

＜医療費の申請＞

印鑑、保護者の口座番号、医療費の領収書（総点数・病院印のあるもの）、資格証を持参し、請求申請をしてください（毎月20日締切、翌月5日振込、請求申請は診療から12ヶ月以内）。

※請求申請をする際、資格を有していない時期の診療分の医療費は助成されませんので、忘れずに資格証の申請・更新の手続きをしてください。

＜所得が限度額を超えていたため、

助成対象とならなかった方＞

毎年7月に所得の判定年度が変わりますので、6月に再度申請の手続きをしてください。

【問い合わせ】保健福祉課 保健福祉グループ ☎88-2641

平成
19年度

犬の登録及び狂犬病予防注射日程表



1日目 4月13日(金)

石鉢・蒼前・野場中
金山沢・角柄折・鳥屋部・赤保内

2日目 4月14日(土)

小舟渡・道仏・赤保内
大蛇・追越・榊・駅前

3日目 4月15日(日)

石鉢・蒼前・野場中
赤保内・駅前

4日目 4月16日(月)

金山沢・田代・平内・晴山沢・鳥屋部
赤保内・道仏・小舟渡・荒谷・大蛇

場 所	時 間	場 所	時 間	場 所	時 間	場 所	時 間
上 勉 氏 宅 前	9:30~9:40	笹山岩蔵氏宅前	9:30~9:40	小 林 商 店 前	9:30~9:55	松倉春男氏宅前	9:30~9:40
長久保バス停前	9:45~10:05	大 蛇 部 会 前	9:45~10:10	蒼 前 集 会 所	10:00~10:25	佐々木春松氏宅前	9:45~9:55
金山沢集会所	10:10~10:20	追 越 部 会 前	10:15~10:35	ふれあい広場前	10:30~10:55	旧田代小中学校跡	10:05~10:20
農業加工センター前	10:25~10:35	榊浜通りバス停前	10:40~10:50	ロイヤルテニスクラブ前	11:00~11:20	内城一男氏宅前	10:25~10:40
大下英子氏宅前	10:40~10:55	榊 集 会 所	10:55~11:15	石鉢学習塾前	11:25~11:50	中 城 商 店 前	10:45~11:00
新 田 集 会 所	11:00~11:30	大里商店前	11:20~11:30	石鉢十文字バス停前	11:55~12:05	晴山沢集会所	11:05~11:20
中央体育館	11:35~11:55	駅 前 集 会 所	11:35~12:00	宗前秀蔵氏宅前	12:10~12:20	登 切 集 会 所	11:25~11:35
東鳥屋部バス停前	13:10~13:20	小舟渡集会所	13:30~13:50	かすみが丘団地公園前	13:35~14:00	平内バス停前	11:40~11:50
茨島バス停前	13:25~13:35	小舟渡小横駐車場	13:55~14:15	白樺団地入口	14:05~14:20	平内鶏舞保存館	11:55~12:05
坂建設工業前	13:40~13:50	篇 木 商 店 前	14:20~14:30	道の駅駐車場	14:25~14:45	中央体育館	12:10~12:30
東平婦人ホーム	13:55~14:05	キューピータマゴ様前	14:35~14:45	みどり団地公園前	14:50~15:15	野沢バス停前	13:35~13:50
石鉢十文字バス停前	14:10~14:20	道 仏 集 会 所	14:50~15:10	民俗資料収集館	15:20~15:30	上野正蔵氏宅前	13:55~14:05
石鉢学習塾前	14:25~14:50	トライアングル前	15:15~15:25	川村武夫氏宅前	15:40~15:50	高山憲雄氏宅前	14:10~14:25
蒼 前 集 会 所	14:55~15:20	役 場 駐 車 場	15:30~15:50	道 仏 公 民 館	16:00~16:20	荒道鶴造氏宅前	14:30~14:45
ふれあい広場前	15:25~15:50			役 場 駐 車 場	16:30~16:45	小舟渡屯所前	14:50~15:05
民俗資料収集館	16:00~16:10					追 越 集 会 所	15:10~15:20
						荒 谷 集 会 所	15:25~15:35

平成19年度飼い犬の定期集合登録及び狂犬病予防注射を、上記日程表のとおり実施しますので、必ず受けるようにしてください（どの場所で受けてもかまいませんが、日曜日は混雑しますので、平日時間のある方は平日に受けるようお願いします。）。

料 金
登録手数料 3,000 円
注射手数料 3,000 円

- 注意事項
1. 登録と注射は生後91日以上犬となります。（妊娠中の犬及び体調の悪い犬は注射をしないで下さい。）
 2. 注射の前後は、犬に激しい運動をさせないで下さい。
 3. 注射の際に暴れる犬もありますので、なるべく犬をおさえられる方がおいで下さい。

【問い合わせ】町民課 戸籍住民グループ ☎88-2119

好評貸し出し中！ 橋本文庫（第2期）

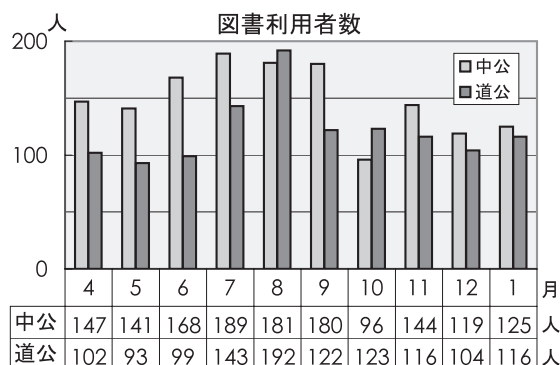
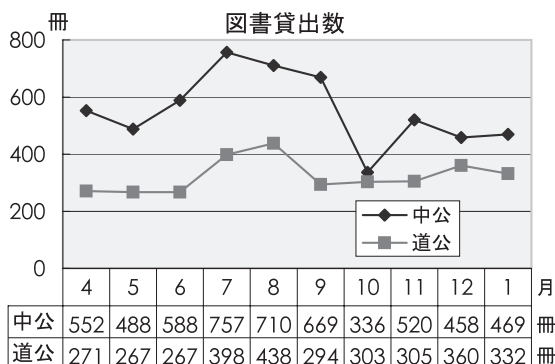
本町の医療及び教育特別功労者の故 橋本勇先生のご遺族による寄贈本です。平成17～18年度の2ヶ年にかけて、購入・整備していきます。是非ご利用ください。

★ 中央公民館（第2期：全94冊）★

どろんこおそうじ 他（さとうわきこ 作・絵／全8冊）
たんじょうびのふしぎなてがみ 他（エリック・カール 作・絵／全5冊）
みちくさ劇場 他（荒井良二 著／全5冊）
あーんあん 他（せなけいこ 作・絵／全5冊）
“好き”からチャレンジ！資格と検定の本（全10巻）
金田一先生の日本語教室（金田一春彦・秀穂 監修／全7巻）

★ 道仏公民館（第2期：全114冊）★

あなたのための小さな物語（赤木かん子 編集／全24冊）
お江戸の百太郎（那須正幹 作／全6冊）
11ぴきのねこ（馬場のぼる 著／全6冊）
それからのおにがしま（川崎洋 作）
とってもいいこと（内田麟太郎 文）
ふしぎなお人形ミラベル（アストリッド・リンドクレーン 作）



今月のおすすめ本

※本を借りる場合は図書貸出券が必要です。その場で発行できますので、身分証明証をご持参ください（発行料無料）。

石鉢ふれあい交流館

☎80-1671

貸出時間：9時～19時
（火～土、日・祝祭日）



『だいたいぶ だいたいぶ』
いとうひろし 作／講談社

大好きな、おじいちゃんと一緒に、毎日散歩をしながら、大切なことに会っていく・・・

子どもはもちろん、少し疲れた大人にも、前を向く力を与えてくれる絵本です。

中央公民館（ハートフルプラザ）

☎88-2044

貸出時間：9時～19時
（月～土、日・祝祭日）



『いすかにげた』

森山京・作、スズキジョージ・絵／ポプラ社

おばあさんの家から、いすが逃げだした！「まったくあきれたものだ。いすの分際で、逃げようなんて」おばあさんは、必死で追いかけますが・・・

おおらかなナンセンスの世界に温かさがしみわたる絵本。

道 仏 公 民 館

☎89-2110

貸出時間：9時～17時（月～金）
※土曜日は15時まで



『トモ、ぼくは元気です』
香坂 直 作／講談社

中学受験を控えた和樹には、トモという障害をもつ兄がいる。兄のイジメが原因で母と衝突した和樹は、父の実家に預けられる。

関西弁とびかう浪速の商店街で、特別な夏がはじまる！

区域外通学許可基準について

次の理由に該当する場合は、指定された学校の変更や町外の小・中学校への就学が認められる場合があります。

- 転居予定のため、短期間学区外から通学する場合
- 学年途中の転居で、友人関係等、本人の精神面に多大な負担を与える可能性がある場合
- 共働きなどのため、親の勤務地の学区や祖父母等の居住する学区へ通学する場合
- 両親の離婚等、本人の精神面に多大な負担を与える事情があり教育環境面に配慮を要する場合
- その他、教育的な配慮を必要とする場合

【問い合わせ】教育課 教育グループ
☎ 88-2495

「階上町家庭教育推進協議会」委員募集 ～より良い家庭教育支援について共に考えてみませんか～

町では、親等への様々な学習機会の提供や、より良い子育て環境を進めていくためのあり方等を考える「階上町家庭教育推進協議会」を設置しています。このたび、より幅広く意見を聞きながら家庭教育支援の充実を図るため、協議会委員を若干名公募することとしました。

- 募集人数：若干名
- 任期：平成19年度中（平成20年3月31日まで）
- 委員構成：有識者、学校教育関係者、社会教育関係者、子育て支援関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、公募委員等の8名程度で構成されます。
- 会議等：年3～4回程度／概ね平日の日中（部会を数回開く場合もあり）
家庭教育に関する研修会（1～2回）
- 応募条件：町内在住の方で家庭教育や子育てに関心のある方。
町の審議委員等を3つ以上兼務していない方。

- 申込方法：
 - ①提出書類・履歴書
 - ・作文（応募動機、家庭教育・子育て環境に関する今後のあり方や提案事項を200字～600字程度／様式自由）
 - ②提出方法・郵送、持参、またはFAX、e-mailにより、教育課までご提出ください。
 - ③申込締切：3月31日（必着）
- 選考方法：書類選考
（結果は後日文書でお知らせします）

【問い合わせ・申し込み】
教育課 教育グループ ☎88-2698／FAX88-1803
e-mail：hashikyo@town.hashikami.aomori.jp

1000万人のガンバリサポート!!

スポーツ安全保険（傷害保険＋賠償責任保険＋共済見舞金）

スポーツ・文化・ボランティア活動などの団体活動に最適な保険です。

対象となる事故	●グループ活動中の事故 ●往復中の事故
保険期間	毎年4月1日午前0時～翌年3月31日午後12時 ※年度途中で加入された場合は加入手続きを行った翌日から3月31日までとなります。
掛金	1人年額500円～9,000円（団体の活動内容・年齢構成などによって異なります）

財団法人スポーツ安全協会青森県支部

〒038-0021 青森市安田近野234-7 財団法人青森県体育協会内 TEL017-782-6984（電話受付時間は平日午前8時30分から午後5時00分まで）
※詳しくは、ホームページをご覧ください。http://www.sportsanzen.org ●資料請求はFAXでも受付しております。0120-104442（FAX専用）

フィルタリングで子どもを守ろう!

携帯電話やパソコン（インターネット）は、大変便利なものですが、さまざまなトラブルに巻き込まれる子どもたちが数多くいます。これらを防ぐために、一番有効な方法は「フィルタリング」という接続制限です。



◆身に覚えのないサイト請求や悪質な内容のメール

「フィルタリング」をするには・・・

- 携帯電話：携帯電話会社にアクセス制限機能の申し込みをする。
- パソコン：フィルタリングソフトを購入し、インストールする。
プロバイダにフィルタリングサービスを申し込みする

【問い合わせ】八戸警察署 生活安全課
☎43-4141（内線275）

（広告）



グループホーム ゆとり

満足・安全・安心・真心とゆとりを
基本理念として支援します

ボランティア（話し相手等）募集中!
いつでもお気軽にお立ち寄りください

AED設置所（24時間対応可能）

039-1212 三戸郡階上町蒼前東6丁目9-181
TEL・FAX 0178-88-1920

（広告）

（広告）

（広告）

グループホーム

新規入居者

募集中



介護にお困りなら
居宅介護支援事業所

三戸郡階上町蒼前西2丁目9番の988
0178-88-2595



八戸南道路 橋梁名称募集中!



国土交通省では、八戸南道路（八戸久慈自動車道）と国道45号（八戸市大字妙字大開付近）が交差する箇所の橋梁名称を募集しています。案内を階上町役場産業建設課、道の駅「はしかみ」等で配布しています。

応募方法：はがき、FAX、ホームページでの応募が可能です。 応募期限：4月6日(金)当日消印有効
※詳しくは、国土交通省青森河川国道事務所のホームページ（<http://www.thr.mlit.go.jp/aomori/>）をご覧ください。



【問い合わせ】青森河川国道事務所 ☎017-734-4521
産業建設課 土木建設グループ ☎88-2118

国家公務員採用試験のお知らせ

人事院では、次のとおり国家公務員採用試験を実施いたします。

試験名	受付期間（最終日の通信日付印有効）	第1次試験日
I 種試験（大学卒業程度）	4月2日(月)～4月9日(月)	4月29日(日)
II 種試験（大学卒業程度）	4月13日(金)～4月24日(火)	6月17日(日)
III 種試験（高校卒業程度）	6月26日(火)～7月3日(火)	9月9日(日)

申込用紙の請求や受検資格等の詳しい内容については、人事院ホームページ又は下記にお問い合わせください。

【問い合わせ】人事院東北事務局 第二課 試験係 ☎022-221-2022
人事院ホームページ[<http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm>]

税務職員募集（大学卒業程度）

仙台国税局では、地元の大学に通っている方、首都圏からUターンして公務員を目指す方など、東北の風土に慣れ親しんだバイタリティあふれる職員を募集しています。今回募集を行うのは、試験内容が大学卒業程度の「国税専門官」です。

●受験資格

1. 昭和53年4月2日～昭和61年4月1日生まれの方
2. 昭和61年4月2日以降生まれの方で次に掲げる者

- (1) 大学を卒業した者及び平成20年3月までに大学を卒業する見込みの方
- (2) 人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者

●受付期間：4月2日(月)～4月13日(金)まで

【問い合わせ】仙台国税局 人事第二課
☎022-263-1111（内線3236）

(広告)

(広告)

倉庫移転につき

格安にて

中古プレハブ倉庫売ります

現状のまま
運搬別

ブラインド・カーテンの店
(メーカー専属)

ウインドテリア

ユニバースさん 役場

マツオさん

道仏耳々味

Tel 80-1550

① 80,000円

2.15×4.8×2.2H

② 240,000円

2.4×5.4×2.5H

③ 280,000円

2.1×4.5×2.5H

・断熱材入りサイディング

・床上げ二重張

・棚造り済み

・2t 保冷車用荷箱

・床二重張



☆応相談物件

＝貸or売＝

床上げ二重張タイルカーペット貼 間口 4.7m
外壁レンガ調サイディング 奥 5.4m
ブラインド内蔵ベアサッシ 高 2.5m



☆土地 42.7坪
水道引込済
メーター有り
(プレハブ設置場所)

各地区のゴミの収集日

地 区 名	資 源 物 の 日			燃 え る ギ	燃えないギ	粗大ゴミ
	空缶・空ビン ペットボトル	新 聞 紙 段ボール	雑誌・チラシ 古 布			
中央・西部 地 区	毎週 月曜日	第1・3水曜日	3月14日 3月28日 第2・4水曜日	毎週 火曜日 (倉前西の一部 は金曜日可)	毎週 月曜日	3月15日 第3木曜日
東部地区	毎週 水曜日	上記と 同じ	上記と 同じ	毎週 木曜日	毎週 水曜日	3月20日 第3火曜日

※ 3月21日(水)が祝日のため、資源物(新聞紙・段ボール)は4月4日(水)、東部地区の資源物(空缶・空ビン・ペットボトル)及び燃えないごみは3月28日(水)の収集になります。

燃えないごみ、資源ごみの収集日変更のお知らせ

4月から、町内全域で月曜日は燃えないごみ、水曜日は資源ごみ収集となります。
なお、第5水曜日は資源ごみの収集はありませんので、ご注意ください。

【問い合わせ】町民課 戸籍住民グループ ☎88-2119

年 金 だ よ い

◆4月から国民年金保険料額が変わります◆

平成19年度の毎月の国民年金保険料額は、14,100円です。4月上旬に、平成19年度の国民年金保険料の納付案内書が送付されます。納付案内書には毎月分の保険料の納付書のほかに、口座振替申出書や前納用の納付書も同封されています。

4月中旬になっても納付案内書が届かない場合は、

社会保険事務所までお問い合わせください。

◆失業による免除申請はお早めに◆

国民年金保険料を納めることが経済的に困難な方のために、国民年金保険料が免除される制度があります。失業により保険料を納付することが困難な方は、未納のままにしておかず、役場の国民年金担当窓口で免除申請をすることをお勧めします。

【問い合わせ】八戸社会保険事務所 ☎44-1742 町民課 戸籍住民グループ ☎88-2119

ちびっぴギャラリー

幼児・児童の作品



「雪あそび」



藤川 美来ちゃん
(6才)

はまゆり保育園



「わたしの つくった
おひなさま」



濱久保 莉那ちゃん
(6才)

階上保育園

消防情報

火事は119番へ
消防本部 ☎ 44-2135
階上分署 ☎ 88-2105



交番情報

事件は110番へ
階上交番 ☎ 88-2022
田代駐在所 ☎ 88-2110



少年を福祉犯罪等の被害から守ろう！

最近、インターネット上の「出会い系サイト」を利用した少年達が、「児童買春」等の被害者となったり、小遣い銭欲しさから風俗営業店や深夜飲食店の従業員として働いていたなど、少年が福祉犯罪の被害者となるケースが後を絶ちません。

少年一人一人に目を配り、少年の福祉を害する犯罪から守りましょう。

自分を守る！ネット利用の基本ルール

★むやみに個人情報を入力しない

★知らないアドレスから来たメールには返信しない

住宅火災等の

出火防止について！

平成18年、八戸広域消防本部管内の火災による死者は6名、負傷者は47名でした。出火原因はコンロやガスストーブが最も多く、次いでたばこ、ストーブ、放火・放火の疑いの順となっています。

例年よりも冷え込みが弱く降雪も少ない日が続いていますが、まだまだ暖房器具は手放せません。この暖房器具の取り扱い不注意による火災の発生を絶ちません。今年に入っ

★「出会い系サイト」などネット上で知り合った人とは会わない

★覚えのない「出会い系サイト」利用請求には応じない

二輪免許及び大特・けん引（農耕用）免許技能試験の再開について

◎開始年月日 4月2日（月）

天候により中止する場合もありますので、試験当日が悪天候の場合には、実施の有無を左記にお問い合わせください。

青森県運転免許センター
運転免許課 試験教習係
☎ 017-782-1008

てからも青森県内では既に4名の尊い命が火災により失われています。

全国的にみても住宅火災で亡くなられた半数以上が、災害時要援護者と言われる65歳以上の高齢者となっています。住宅から火災を出さないために、また、被害を少なくするために次のことを守りましょう。

- ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。
- 寝たばこは、絶対にやめる。
- ストーブのそばには、燃えやすい物を置かないように

☆ 平成19年 県内の交通事故概況 ☆ 青森県交通対策協議会

	1月中	年累計		飲酒運転による死者	1人 (+1)
発生	545件 (-158)	545件 (-158)	死者の状態	高齢者の死者 ～65歳以上の人～	5人 (+3)
死者	6人 (+3)	6人 (+3)	シートベルト	自動車乗車中の死者	2人 (±0)
傷者	708人 (-200)	708人 (-200)		非着用死者	1人 (+1)
				着用していれば 助かったと思われる人	1人 (+1)

※（ ）内は前年比。累計は1月から。速報値のため後日変更することがあります。

☆平成19年 階上町交通事故発生状況☆

	1月31日現在	前年同期比増減
発生件数	2	0
死者	0	0
傷者数	4	2
死亡事故ゼロ連続日数		786日

する。

- 放火による火災を防ぐために、家の周りに燃えやすい物を置かないようにする。
- 寝具や衣類からの火災を防ぐために、防災製品を使用しましょう。
- 火災を小さいうちに消すために消火器を設置しましょう。

●お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制を作りましょう。

なお、新築住宅は平成18年6月1日から、既存住宅は平成20年6月1日までに住宅用

火災警報器を設置することが義務化されました。

これからの季節は空気が乾燥し、風も強い日が多くなり、火災が発生しやすく、また、拡大しやすい気象状況となります。

住宅火災による被害を少しでも減らすためには、町民のみなさんの防火意識の高揚が必要です。それぞれの家庭で住宅防火対策について話し合い、火災のない住みよい町づくりに努めましょう。

各課直通電話番号

課名、グループ名等		直通電話番号
総務課	総務グループ	88-2112
	企画財政グループ	88-2113
町民課	税務収納	88-2114
	グループ 固定・住民・国保	88-2129
	戸籍住民グループ	88-2119
保健福祉課	保健福祉グループ	88-2115
	福祉・介護保険	88-2219
	国保	88-2641
産業建設課	産業振興グループ	88-2116
	土木建設グループ	88-2118
出納室		88-2049
議会事務局		88-2369
教育課	教育学務グループ	88-2495
	社会教育	88-2698
	体育	88-2764
農業委員会事務局		88-2946
F A X		88-2117

※土曜、日曜、祝日および午後5時以降のご連絡は(代)88-2111へお願いいたします。

今月の表紙

春を呼ぶ伝統行事、国指定重要無形民俗文化財の「八戸えんぶり」が2月17日から20日まで開催され、本町の田代・鳥屋部・平内えんぶり組も参加しました。

17日午後6時から八戸市役所前で行われた「かがり火えんぶり」では、平内えんぶり組(引敷林孝治 代表親方)が先陣を切って登場。きらびやかな烏帽子をかぶった太夫が、ゆったりとしたテンポが特徴の“ながえんぶり”を披露しました。

太夫の摺りの間には子どもたちによる「えんこえんこ、金輪切り、えびす舞、大黒舞」などが演じられ、観客席からは盛んに拍手が送られました。

かがり火が照らす光の下で行われたえんぶりは、日中見るものとは一味違った趣がありました。

人のうごき

世帯数と人口

平成19年3月1日現在(±前月比)

世帯数	5,530世帯	(+ 3)
総人口	15,155人	(- 1)
男	7,588人	(- 6)
女	7,567人	(+ 5)

まちのガイド

期間：3月16日～4月15日

★行事等の問い合わせ【担当課】【施設】へ★

月	日	曜日	行事等(問い合わせ)	場 所	時 間
3	16	金	卒業式(小舟渡小)		
	17	土	卒業式(階小、石小、赤小、金小、登小、道小)		
	18	日	剣道クラブ(教育課) 【家庭の日】	町民体育館	9:00~12:00
			卒業式(大蛇小)		
	20	火	合同相談(行政・人権・心配ごと)	ハートフルプラザ・はしかみ	13:00~15:00
			教育相談(教育課)	役場3階第1会議室	13:00~16:00
	24	土	修了式(登切小)		
	26	月	修了式(登切小を除く小中学校)		
	27	火	民俗資料収集館開放日(教育課)	民俗資料収集館	9:00~16:00
			学年末休業(～31日)		
4	28	水	はしかみこ支援センター子ども体験活動等相談	ハートフルプラザ・はしかみ	13:00~17:00
	1	日	剣道クラブ(教育課)	町民体育館	9:00~12:00
			学年始休業(～6日)		
	8	日	剣道クラブ(教育課)	町民体育館	9:00~12:00
	9	月	入学式(小学校)	各小学校	10:00~
			入学式(中学校)	各中学校	13:30~
	10	火	民俗資料収集館開放日(教育課)	民俗資料収集館	9:00~16:00
	15	日	剣道クラブ(教育課) 【家庭の日】	町民体育館	9:00~12:00

平成19年2月受付分



お誕生おめでとう

		(父の名・母の名)	(地区名)
野 沢	翔 吾	(忠 美・康 子)	蒼 前
水 谷	陽 菜	(博 史・直 美)	耳ヶ吠東
久 慈	斗 偉	(大 輔・真由美)	石 鉢
柳 沢	亜 美	(睦 雄・嘉 子)	角柄折
河 村	ここな	(大 輔・幸 子)	耳ヶ吠東
村 越	あつし 温	(久 ・ゆかり)	蒼 前
柳 沢	優 望	(誠 ・由香利)	石 鉢
澤 山	あきら 晶	(喜 一・みどり)	小舟渡

お悔み申し上げます

(年齢・地区名)

境	のり子(57・荒 谷)
高 館	幾世子(57・蒼 前)
堰 合	モ ト(82・赤保内)
沼 沢	光 男(75・鳥屋部)
木 村	た か(93・金山沢)
桑 原	金之丞(82・赤保内)

町民課窓口業務延長のお知らせ

次の窓口業務を午後6時まで行っています。

- ◎戸籍住民グループ
 - ・住民票の交付
 - ・印鑑証明書の交付
- ◎税務グループ
 - ・所得証明書の交付
 - ・資産証明書の交付
 - ・納税証明書の交付

前途を祝福します

(住所又は元の本籍)

(家 口 英 克(野 場 中)
(遠 藤 亜有子(蒼 前))

ふふふふふふ

浜辺の花

〈214〉

有谷 升

オオダイコンソウ (ばら科)

海岸の草地などに生える多年草。茎は枝分かれし、全体に粗い毛がある。根ぎわの葉が大きく、ダイコンの葉に似ていることからこの名前があるという。

六〜八月頃、花をつける。全体にがっしりとたくましく、花も割と大きく立派に見える。

花は黄色の五弁花で、雄しべも雌しべも多くて、がくは五裂。

花の後に実が熟す。実の先には小さな付属物があり、とれやすい。実の先は鉤形に曲がり、人や動物につきやすい仲間に、カラフトダイコンソウがあり、山地に多い。



鮮やかな黄色の花

史記 正物

はしかみのかたりべ

◇159◇

正部家 奨／作・佐藤 明／画

八戸藩志和代官所 (三)

八戸藩の表高(公表されている石高)は二万石とされてきました。内高(実際の収穫量)は四万二千六百四十石余であつたといわれます。このうち志和郡九村(上平沢、稲藤、土館、金田、糠塚、山海、砂子沢、北片寄、南片寄)の表高は、二千七百六十

四石四斗八升八合とも三千百九十九石九斗六升二合であつたともいわれております。

貞亨元年(一六八四)に八戸藩に下付された朱印状(幕府將軍の朱印を押した、所領安堵の書状)の目録では、二千七百六十四石四斗八升八合とありますので、実際は三千



百九十石余の表高であつたものを、幕府には二千七百六十四石と内輪に報告したものとされます。また、内高につきましても五千石と五千八百六十五石四斗四升三合の二通りがありますが、これも同様に表高と内輪の記録であろうと思われるのです。

八戸藩領となつた三戸郡や九戸郡は畑作が主で、稲作は不足であつたため、米穀の必要を考慮して志和郡を加えたものと思われます。

簡単に言いますと、志和郡を呉れてやつたら、どんな飢饉の年でも、殿様だけは米の飯が食べられるだろうとの思いやりの心があつたのかも知れません。

なお、この志和郡の土館村の中の新山権現神社の境内の土地、約五町歩(約五ヘクタール)は、盛岡藩の隠し山として従来どおり盛岡藩の所屬として残されました。

このことを別な形で表現しますと、盛岡藩領内に八戸藩の飛び地があり、その八戸藩の飛び地の中に盛岡藩の飛び地(隠し山)があるという珍現象で、今から三百年以上前から明治初年の廃藩置県の時まで実在したということになるのです。